

FAX 0278-25-4340

E-MAIL info@m-tr.jp

お申込み書（下記太枠内にご記入ください）

代表者	ふりがな		性別・年齢	
			男性・女性／才	
ご住所	〒			
職業等				
電話番号	自宅（ ）	—	携帯	—
E-MAIL				
同行者1	様		男性・女性／才	
同行者2	様		男性・女性／才	
同行者3	様		男性・女性／才	
集合場所までの交通手段	1 新幹線	2 自家用車	3 その他（ ）	
備考（その他ご要望などございましたらご記入ください）				

〈個人情報の共有について〉 ※上記情報は、企画協力「群馬県利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所」とも共有させていただきます。
また、報告資料など弊社ならびに企画協力「群馬県利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所」において、上記のうち、年齢・性別・家族構成・居住地域・職業を掲載させていただくことがあります。その他の外部への公開は一切行いません。

交通のご案内

新幹線でお越しのお客様 ※12月1日現在の情報です。詳しくは、ご出発前に各自でご確認ください。

往路：上越新幹線 Max たにがわ403号 東京（8:04発）→上毛高原（9:21着） 復路：上越新幹線 Max ととき334号 上毛高原（17:26発）→東京（18:40着）

お車でお越しのお客様 ※積雪が予想されますので、冬用タイヤまたはタイヤチェーンを携行ください。

関越自動車道 月夜野インターより、約10分 ※上毛高原駅前ロータリーにある駐車場をご利用ください。（24時間 1,000円）

ご旅行条件

本パンフレットは旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法第12条5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行お申し込み、契約の成立

①旅行代金が無料であるため、お電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約承諾した時点で予約が成立いたします。

2. 弊社が負担する費用とお客様に負担いただく費用

①含まれるもの：(イ)行程表に記載された交通費、宿泊費、食料料金、観光料金

②含まれないが通常必要とするもの（一部を明示します）：行程中の【フリータイム】【自由行動】等と記載されている区間および旅行中の個人的諸費用（お客様ご自身の電話代、旅館での小物料、運送機関の定める有料手荷物・心付け・飲物）は含まれません。

3. 旅行内容の変更・旅行の取消し

①当社は天災地変・気象条件など、当社の管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいときは当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ事由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、主催旅行契約の内容を変更することがあります。
②最少催行人員（各コースごとに設定）に満たないときは旅行の実施を中止することがあります。この場合宿泊を伴う旅行の場合出発日の10日前（日帰り旅行の場合は3日前）までにご連絡いたします。

4. 旅行代金の変更

当ツアーにおいて、旅行代金が無料であるためいかなる場合においても、旅行代金の増減はありません。

5. 取消料

当ツアーにおいて、旅行代金が無料であるためいかなる場合においても、取消料が発生することはありません。

6. お客様に対する責任及び免責事項

①当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし障害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限りお一人様15万円を限度として賠償します。
②お客様が以下の事由により損害をうけられた場合は原則として賠償の責任は負いません。

- ① 天災地変・戦乱・暴動又はこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ② 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ③ 日本の官公署の命令又は伝染病による隔離。

7. 添乗業務等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。

①添乗員が行う添乗業務内容は原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体行動を行うために必要な業務といたします。

②添乗業務を提供する時間は原則として午前8時から午後8時までといたします。

③旅行日程を円滑に実施するためお客様は当社の指示に従っていただきます。

④お客様が当社に指示に従わず、又は法令もしくは公序良俗に反する行為をなす旅行契約を解除することがあります。

8. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様に対し損害の賠償を申し入れます。

9. 特別補償

当社はお客様が旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別規定により、一部の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

10. 旅程補償

旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（主催旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- ①旅行開始日又は終了日の変更
- ②入場する観光地、観光施設、その他の目的地の変更
- ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更
- ④運送機関の種類又は会社名の変更
- ⑤宿泊機関の種類又は名称の変更
- ⑥宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更
- ⑦ツアータイトル中に記載があった事項の変更

11. このパンフレットに記載された旅行代金は、平成29年12月1日の運賃・料金を基準としています。

旅行企画実施

群馬県知事登録旅行業第2-483号
一般社団法人みなかみ町体験旅行 本社営業所
〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町夜野 1744-1
電話 0278-62-3450 FAX0278-25-4340
総合旅行業務取扱管理者 福田一樹